

## 令和7年度労政関係当初予算

一般会計予算総額 110,360,000千円 (A)  
 労働費総額 136,630千円 (B)  
 $(B) / (A) \times 100 \div 0.12\%$

区 分	事務事業名	事務事業の概要	予 算 (千円)
1 技能功労者褒賞事業 (240千円)	(1) 技能功労者褒賞	長年、技能者として、技術の向上や後継者の育成などを通じて、業界の発展に功績顕著な者を褒賞する。	240
2 労働相談事業 (690千円)	(1) 職業・労働相談	賃金、雇用、失業、内職、労働争議等、労働問題全般にわたる相談に応じる。	690
3 勤労者福祉事業 (27,370千円)	(1) 勤労者資金融資預託金	労働金庫の金融基盤を強化し、労働者の金融対策の円滑化を促進する。 また、勤労者の生活安定と福祉の向上に資するため、労働金庫と協調し、資金融資を行う。	10,000
	(2) 勤労者文化厚生事業	松本地区労働者福祉協議会が行う、メーデー、体育、文化、厚生事業等の推進のため助成する。	3,700
	(3) 建設国民健康保険組合補助金	松本建設労組、松筑建設労組に対し、建設国保に係る事務費の一部を補助する。	550
	(4) (一財)松本市勤労者共済会の支援	市内の中小企業の従業員と事業主を対象に、共済金給付、生活資金融資、保養施設の利用、レクリエーション等の福利厚生事業を行う共済会に補助を行い支援する。	4,870

区 分	事務事業名	事務事業の概要	予 算 (千円)
	(5) 勤労者住宅建設資金融資利子補給	勤労者の住宅建設を促進するため、労働金庫から融資を受けて市内に住宅を新築又は増改築した場合、利子の一部を補給する。	1,670
	(6) 中小企業退職金共済掛金の助成	国の中小企業退職金共済制度への新規加入者に対し、掛金の20%を補助する。	5,280
	(7) 特定退職金共済掛金の助成	商工会議所・商工会が実施する共済制度への新規加入者に対し、掛金の20%を補助する。	1,300
	(8) 健康経営普及促進事業	企業が従業員の健康づくりを経営課題と捉えて取り組む「健康経営」を、主に中小企業に対して普及促進する。	0
4 雇用対策事業 (13,090千円)	(1) 勤労者心の健康相談事業	仕事や職場でメンタル面の悩みを抱える勤労者とその家族、会社関係者からの相談を、専門の相談員を配置し対応する。	1,150
	(2) 若者職業なんでも相談事業	学卒後に就職できなかった方、転職を考えている方等とその家族からの相談を、専門の相談員を配置し対応する。	580
	(3) 女性活躍推進事業	社会的ニーズが高まるデジタル人材の育成により、女性の就労や活躍の場を支援する。	4,470
	(4) 障害者雇用促進報奨	市内在住の障害者を雇用した従業員300人以下の事業所で、法定雇用率を達成した事業主を表彰する。	70

区 分	事務事業名	事務事業の概要	予 算 (千円)
	(5) 労働相談支援事業	仕事や日常生活の悩み、労使間トラブルなどの相談に対し、専門の相談員を置くNPO法人への委託事業として対応する。	4,880
	(7) 新社会人激励のつどい	地元企業に新規就職をした若者を歓迎、激励するため、商工会議所等と主催で実施する。	300
	(8) 雇用福祉協議会の育成	中小企業の雇用対策、福祉対策等労働諸問題に対処するため、協議会の育成を図る。	500
	(9) 雇用啓発事業	求職者の雇用促進を図るため、商工会議所の事業を支援・助成する。	180
	(10) 職業訓練校の育成	技能労働者育成のため、認定職業訓練の運営等に対し助成する。	900
	(11) 仕事と家庭の両立促進事業	企業における仕事と家庭の両立可能な就業環境の整備が必要となっているため、その啓発を目的に企業や労働者に向け、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーやPRを実施する。	0
	(12) 労働教育	労働諸法、労働経済情勢等について学習の機会を設け、労働者の意識向上に努める。	60

区 分	事務事業名	事務事業の概要	予 算 (千円)
	(13) 労働情報の提供	春闘結果、夏季、年末一時金の妥結状況、労働諸情勢の動向等を中心に、勤労市民ニュース「労政まつもと」の発行。	0
5 その他労政事業 (1,670千円)	(1) 市長と労働団体との懇談会	市長と松本地区労働者福祉協議会に加盟する労働4団体の代表とが、労働関係の諸問題や、労働団体からの要望事項などについて協議・懇談を行い、相互理解を図る。	0
	(2) ものづくり人材育成事業	技能五輪全国大会の開催を契機に、次代に繋がる人材育成施策として、地域産業の将来を担う若年者の育成や地元への就職、及び産業に必要な人材確保など、総合的に人材育成を支援する。	1,670
	(3) 労働資料作成	「労働行政の概要」を作成する。	0

※一般職・会計年度任用職員の人件費と旅費を除く。

## 労働行政関係機関

厚生労働省 長野労働局	〒380-8572 長野市中御所1-22-1 電話：026-226-0865
厚生労働省 長野労働局 松本労働基準監督署	〒390-0852 松本市大字島立1696 電話：0263-48-5693
厚生労働省 長野労働局 ハローワーク松本 (松本公共職業安定所)	〒390-0828 松本市庄内3-6-21 電話：0263-27-0111
厚生労働省長野労働局長野働き方改革推進支援センター	〒380-0935 長野市中御所1-16-11 鈴正ビル3階 電話：0120-088-703
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構長野支部 長野職業能力開発促進センター 松本訓練センター (ポリテクセンター松本)	〒399-0011 松本市寿北7-17-1 電話：0263-58-2905
長野県 産業労働部 労働雇用課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 電話：026-235-7118
長野県 産業労働部 産業人材育成課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 電話：026-235-7199
長野県 松本地域振興局 商工観光課	〒390-0852 松本市大字島立1020 電話：0263-40-1932
長野県 中信労政事務所	〒390-0852 松本市大字島立1020 電話：0263-40-1936
長野県 松本技術専門校	〒399-0011 松本市寿北7-16-1 電話：0263-58-3158
ジョブカフェ信州 (長野県若年者就業サポートセンター)	〒390-0815 松本市深志1-4-25 電話：0263-39-2250
松本商工会議所	〒390-8503 松本市中央1-23-1 電話：0263-32-5355
松本地区労働者福祉協議会	〒390-0841 松本市渚1-2-1 電話：0263-26-6029

## 商工課労働・雇用担当の相談事業

事業名	内容	実施日	相談場所
若者職業なんでも相談	学卒後に就職できなかった方や、おおむね40歳くらいまでのフリーター、転職を希望されている方、職場での人間関係や適応など職業に関するさまざまな相談にキャリアカウンセラー等が応じます。	月2回 原則として 第1土曜日 第4金曜日	松本市勤労者福祉センター 3階 図書室 電話：0263-35-6294
勤労者心の健康相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気持ちが落ち込み気力が出ない</li> <li>・夜中に目が覚めて眠れない</li> <li>・他人の視線や言動が気になる</li> <li>・職場や家庭のことで悩みがあるなど</li> </ul> 上記のような職場や家庭での悩み、不安を抱えている人に、産業カウンセラーや心理相談員等が相談をお受けします。	月5回 原則として 第1木曜日 第2月曜日 第2木曜日 第3木曜日 第4月曜日	松本市勤労者福祉センター 3階 図書室 電話：0263-35-6294
職業・労働相談	求人票の閲覧や求人情報提供の他、労働問題全般について専任の相談員が対応します。	水曜日	松本市勤労者福祉センター 職業・労働相談室 電話：0263-35-6294
生活・労働相談	仕事や労使間トラブルをはじめ、日常生活全般の悩みについて、担当の相談員が対応します。	月～金曜日	NPO法人 ユニオンサポートセンター 電話：0263-39-0021